

No.	カテゴリ	内容	東京都コメント	委員名
1	区市町村への現況把握調査	施策の検討を行う上で認知症の人からの意見を「聴取している」と回答した区市町村は48.4%というデータが出ている。認知症の人の声を施策に反映させることには課題もあるが、基本法においても非常に重要な指標の一つであり、ぜひ継続的にデータを取ってもらえると良いと思う。	ご意見として承り、今後の調査の参考といたします。	栗田委員
2	区市町村への現況把握調査	認知症の人の意思決定支援について、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を活用した人材育成等の取組を「実施している」と回答した割合は24.2%となっている。個人的には少ないと思う一方で、意思決定支援ガイドライン自体が読みにくいこともあります、これを用いて研修等を行うにはかなり工夫が必要だろう。こちらもぜひ継続的にデータを取ってもらえると良いと思う。		栗田委員
3	区市町村への現況把握調査	東京都として区市町村を支援していくことを考えると、区市町村への現況把握調査において「難しい」、「できていない」と回答されている部分について、どのように支援していくのかを考えていく必要がある。アンケート調査結果はエリアごとなどでクロス集計を行ったほうが良いのではないか。	本日の会議資料3にて、クロス集計（抜粋）をお示します。	進藤委員
4	区市町村への現況把握調査	都内の認知症カフェ・家族会、介護者の会の設置状況は把握しているか。	今年4月に実施した「認知症基本法の施行に伴う区市町村への現況把握調査」の結果、都内の認知症カフェの総数は650でした。家族会、介護者の会の設置状況は現時点では把握しておりません。	中村委員 (メール)
5	計画における言葉の使い方	基本法においては「早期発見・早期診断」という言葉を使っているが、東京都においてはこの会議の中で「気づき」というワードに変えよう、という議論をしてきたと思う。東京都の「知って安心 認知症」というパンフレットや「認知症の気づきチェックリスト」の中でも「気づき」というワードが使われており、本人が主語である書き方がされている。引き続き「気づき」という言葉を使ってほしい。	ご意見として承り、今後の計画策定の参考といたします。	栗田委員
6	普及啓発	学校教育における認知症の学びについて説明があったが、若年性認知症に関する記載がやはり少ないと感じた。若年性認知症の人もいる、そして子どもたちにとっては父親や母親など、大切な人がなりうるものである、ということをきちんとカリキュラムの中で伝えてほしい。		さとう委員
7	普及啓発	普及啓発は、「認知症に関する知識」や「認知症の人への理解」というのは何か、ということをきちんと議論したうえで行う必要がある。 新しい認知症観というのは基本法の第3条第1項に記載されている内容（全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようになります）が大きくかかわる。従来通りの普及啓発を実施するのではなく、新しい認知症観へのアップデートが必要であり、そのためには認知症の人がサポーター養成講座などに参加していくことが非常に有効だと考える。	ご意見として承り、今後の計画策定の参考といたします。	栗田委員
8	普及啓発	未来を担う子どもたちの、段階的な理解が進むような教育や、認知症だけでなく高齢期に対する理解が深められるプログラムは、核家族化が進む東京においてはとても有効だと思う。研修を担う側に於ても貴重な機会となるとともに、介護人材不足の課題にもかかわる重要な取組になると思う。		相田委員
9	バリアフリー（全体）	バリアフリーに関して、東京都は2022年に「高齢者の認知機能の特性に配慮したサービス提供—認知症になっても安心して暮らせる社会をつくるために—」という大変優れた内容の冊子を発行しており、今後、この冊子の第2版・第3版を作るような取組をぜひ進めてほしい。また、都営住宅においては率先してバリアフリーの取組を推進してほしい。	ご意見として承り、今後の計画策定の参考といたします。	栗田委員
10	バリアフリー（全体）	バリアフリー化の議論の中で栗田委員からもご指摘があったが、「認知機能の低下がある人」に特化したバリアフリー化の検討は重要である。さとう委員からもトイレの使いづらさについて発言があったが、ほかにも、電車のつり革と車内の壁の色が同一であるとつり革が探し難いというようなご意見もある。認知機能に配慮したバリアフリー化を引き続き推進してほしい。		進藤委員
11	バリアフリー（全体）	バリアフリーについて考えたときに、キャッシュレス化など社会において色々なことのスピードが速まっているように思う。インターフェースが変化してしまうと、昔できていた決裁ができなくなってしまうということが起こりえる。レジの仕組みが変わることがバリアになる人がいるということを理解して、配慮することが必要だと思う。	今後も継続的に認知症当事者との意見交換を実施できるよう、本推進会議の仕組みを活用した方法等を検討していきます。	渡邊委員
12	バリアフリー（全体）	住まいや交通などバリアフリー推進のために、当事者の意見を取り入れるための官民協議会のようなものを設置する可能性はあるか。		中村委員 (メール)

No.	カテゴリ	内容	東京都コメント	委員名
13	バリアフリー（住まい）	高齢者の比率が高まり、認知症の人が増えている場所として、都営住宅やシルバービア、URなどが挙げられる。こういった場所で、説明のあったマンション管理組合における取組がなされているか確認してほしい。	都営住宅（シルバービアを含む）、公社住宅において、認知症対応として社会的機能向上支援事業と同様の取組はありません。なお、都営住宅では、だれもが集いつながる「東京みんなでサロン」事業の一つとして、医療機関が有する知見や専門性をいかした講座等を実施し、高齢者の健康で豊かな生活の支援や地域コミュニティの活性化を目指す取組を都と公社が連携して行っています。 講座の中で認知症がテーマとして取り上げられることもありますが、「東京みんなでサロン」事業は高齢者支援や認知症対策に限定するものではありません。 ※URに関しては、国土交通省の所管となります。	佐野委員
14	バリアフリー（住まい）	認知症の人が住まいを奪われるという問題が増加している。声掛けやコミュニケーションというレベルではなく、地域の中で認知症の人をどう考えていくのか、議論する必要がある。「寛容な社会」と一口に言うが、その実現の難しさは重々理解している。福祉局だけでなく各分野でしっかりと想い、ある程度対処できる状態を目指して施策を検討してほしい。	ご意見として承り、今後の計画策定の参考といたします。	井上委員
15	バリアフリー（住まい）	地域包括支援センターに相談場所があるということをマンション管理組合にもっと知つてもらう必要があると感じた。マンションの管理者への普及啓発は重要であるが、まずは同じマンション内で困っている住民の方のガス抜きが必要だと思う。困りごとを聞いたり、関係者と連携したりするのが包括の役割であり、住民の方にまずは困りごとをきく、という機能を包括が持っていることを知つてほしい。	ご意見として承り、今後の計画策定の参考といたします。	中村委員
16	バリアフリー（住まい）	「マンション社会的機能向上支援事業」におけるマンション管理士会からの無料派遣は、大体どれくらいの期間どれくらいの頻度で支援をするイメージなのか。	マンション社会的機能向上支援事業におけるマンション管理士会からの無料派遣は、「認知症対応」と、「防災力向上」の二つのメニューがあります。 一つの管理組合について、認知症対応と防災力向上のそれぞれ1回ずつ、無料派遣を申し込むことができ、1回の派遣に係る所要時間は、およそ2時間程度となります。	小山委員 (メール)
17	バリアフリー（交通）	都営交通におけるバリアフリーについては、例えば多機能トイレが真っ白に見えてしまい、どこが便座なのか分かりにくいなどの課題がある。床と便座のトーンを変えるといったことなど、認知症の人へのヒアリングの中で検討してもらえると良いのではないか。	計画策定に向けた認知症の人へのヒアリングの中で、バリアフリーについてもご意見を伺っていく予定です。 なお都営交通では、「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」や「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等に基づき設備を整備しております。	さとう委員
18	バリアフリー（交通）	実際に認知症の人が公共交通機関を利用する際は、道に迷う、家に戻れない、という問題に直面すると思う。単に声掛けを行うというレベルでは、その方に速やかに安全な環境を提供することは難しいと思う。一方で、今後認知症の人が増えていく中で、道に迷った方や家に戻れない方をすべて警察や地域包括支援センターで対応することも難しく、交通機関の中でどこまで対処できるのかという点は今後議論が必要だと思う。	ご意見として承り、今後の計画策定の参考といたします。	井上委員
19	バリアフリー（交通）	鉄道会社・バス会社は都営交通以外にもさまざまあり、そことのように連携していくかということが重要である。例えば、乗り換えの表示の分かりにくさなどが課題で、普段から安心して街歩きできる状況になっているかどうかが重要である。	ご意見として承り、今後の計画策定の参考といたします。	中村委員
20	バリアフリー（交通）	1キロ（徒步約10分）の間に声掛けがあるなどの環境であれば、安心して出かけることができるかもしれない。まず近所の人がサポートになることや、街を歩いている人が少ない地域では、登下校中の学生などが支えになると思う。学校教育でサポート養成講座を行うことで、街なかで手助けできる担い手が増えていく良いと思う。	ご意見として承り、今後の計画策定の参考といたします。	中村委員

No.	カテゴリ	内容	東京都コメント	委員名
21	バリアフリー（交通）	都営交通におけるバリアフリー化について、以前東京都の福祉のまちづくり関連で、駅のホームドア設置をめぐる件についてヒアリングをしたことがある。そこで、視覚障害の当事者から、特にソフト面のサービスが鉄道事業者ごとにバラバラであることを常に不満に思っているとの話があった。英国の航空事業では、支援サービスを各航空会社に任せせるのではなく、公が別会社を設置し、一括して統一の取れたサービスをしているという話を踏まえ、東京都が音頭を取って各鉄道事業者のサービスに一貫性を持たせるための別団体を立ち上げられないかと言わされたことがある。特定の事業者だけできいてもよくなり。	ご意見として承り、今後の「誰もが使いやすい駅づくり」の施策展開の参考といたします。	小山委員 (メール)
22	ACP	「わたしの思い手帳」について、医療介護の関係者や大人にとっては理解しやすい内容だと思うが、小中学生などにとっては難しさもあると思う。早い段階から、自分の人生をどうしていくか考える機会を醸成されないと、そこを大事にしていくという態度が身につかないで、子ども用の教材について検討することが重要だと思う。		北村委員
23	ACP	「わたしの思い手帳」の中に「認知症の父との話し合いが難しい」という事例が紹介されていたが、どちらかと言えば認知症の人の側に立ち、「自分の意見を聴いてもらえない」、「家族に分かってもらえない」という形にしたほうが良いと思う。今後ブラッシュアップされると良いのではないか。		北村委員
24	ACP	認知症の人にとってACPをどう考えるかというのは非常に難しく、自分の意思を表明できる人とそうでない人では、ACPのあり方（進め方）も異なる。認知症の人のACPにおいては本人の意見が捉えにくいことがあり、本人の意思がないかのように扱われ、家族など第三者が意思決定をしているという場面をよく見る。 認知症の人の人権をどう守っていくかという視点がもっとも重要であり、認知症の人も自らの意思決定の支援を受ける権利があること、前提として本人が意思決定を行なうべきであるということがもっと周知されると良い。こうしたことは、冊子にも記載されるべきである。		井上委員
25	ACP	5年前に診断を受けた後、オンラインでACPの勉強会に参加したことがあるが、その時は診断から間もない段階だったので、ACPについて考えることがとてもつらかった。北村委員が指摘されたように、自分の人生を自分で決めるということや命の大切さについて、早期から教育が行われることはとても大切だと思う。	ご意見として承り、今後の計画策定の参考といたします。	さとう委員
26	社会参加	なぜ社会参加に取り組むのかを考えたときに、「社会参加」とはどういうことか、その意味をよく検討したうえで計画に書くことが必要だろう。「社会参加」と対極にある言葉として「排除」や「孤立」がある。社会から排除され孤立することなく、人と交流し、社会的なネットワークを持ち、多様な活動に参加し、役割を担うことができるということが「社会参加」である。 社会参加をきちんと確保することが国および地方公共団体の責務であるという認識のもとで、社会参加について考え、効果を評価するという観点が重要だと思う。こうした観点から社会参加のプログラムを検討してほしい。		栗田委員
27	社会参加	「社会参加」という言葉だけが先行していて、認知症になると「何かをしなくてはいけない」かのように感じてしまう方が多いと思う。言葉が先行することなく、当事者に正しく伝わることが重要である。		さとう委員
28	若年性認知症	東京都では2か所の若年性認知症総合支援センターがあるが、まだまだセンターにつながらない事例も多いと思う。地域の専門職で抱え込んでしまい、支援につながらない空白の期間が生まれてしまうケースをよく見る。まずは地域の専門職が、若年性認知症総合支援センターにつなぐことを徹底する必要がある。		さとう委員
29	若年性認知症	本日目黒の若年性認知症総合支援センターに通っている方と会話をした際に、「目黒区高次脳機能障害者支援センターいきいき*せかんど」について話を伺った。その方にとっては「いきいき*せかんど」に電車で通ういうことがすごく自信回復になるとのことだった。同じ東京都内でも目黒のセンターは非常に支援が充実しているが、日野の方のセンターは相談がメインになっている印象を受ける。	都では、都内2か所の若年性認知症総合支援センターにおいて、ワンストップ相談窓口としての若年性認知症の人と家族への相談支援やサービス調整、ピアソーターによる本人支援を行っており、両センターとも、お住まいの地域で利用できる訪問・通所サービスの情報提供や、利用手続きについての助言等を行っています。	さとう委員
30	若年性認知症	前頭側頭型認知症など、難病指定の認知症の方の問題もある。収集癖やもの盗りの傾向などがあり、地域の方の理解が得られず、住民が追い出そうしたり、警察に逮捕されたりする。だれにも頼れず切迫した状況の人が実際に存在する。ひとりの都民を救えないということは、もっと多くの若年性認知症の人を救えないということである。認知症＝アルツハイマー型認知症ではなく、まだまだ知られていない複雑な症例の苦難についてもしっかり周知される必要があると思う。		さとう委員

No.	カテゴリ	内容	東京都コメント	委員名
31	若年性認知症	若年性認知症総合支援センターであるが、日野と目黒にしか拠点がなく、若年性認知症支援コーディネーターがあわせて6名しかいないというのはあまりにも少ないと思う。まずは体制の充実が必要であり、また地域包括支援センターとの連携も不可欠だろう。連携の仕組みを充実させてほしい。	ご意見として承り、今後の計画策定の参考といたします。	佐野委員
32	若年性認知症	若年性認知症家族会「彩星の会」では電話相談やウェブサロンを通して相談を受け付けている。相談を受けているのは主に若年性認知症の家族（ピアサポート）であり、専門職は少ないので、東京であれば若年性認知症総合支援センターにつなぐことが多いが、「空白の期間」の方へのアウトリーチが課題である。文京区における見守り相談事業など、アウトリーチできる事業を活用できると良い。		佐野委員
33	若年性認知症	地域包括支援センターで認知症相談に対応されている方に、若年性認知症支援コーディネーターになっていただくななど、若年性認知症に関する教育を行うことが必要である。若年性認知症は数が少ないので難しい部分もあると思うが、若年性認知症に関する教育を包括職員に行うことにより、支援体制が充実すると良いだろう。		佐野委員
34	若年性認知症	東京都全体で若年性認知症総合支援センターのコーディネーターが6名というのは大変少ない人数だと思う。コーディネーターを区市町村で育成して、各区市町村の中に一人ずつコーディネーターを配置することも重要である。都がコーディネーターを育成する重要性を感じている。	ご意見として承り、今後の計画策定の参考といたします。	さとう委員
35	若年性認知症	発表の中で、若年性認知症の方の行動障害のことが出ていた。行動障害はもっとも虐待の被害者になりやすい特性だが、虐待通報等で虐待防止の取組との連携がどのようにになっているのか。	都では高齢者権利擁護事業を実施しており、（公財）東京都福祉保健財団の東京都高齢者・障害者権利擁護支援センターにおいて、区市町村及び地域包括支援センターを対象とした専門職による相談支援等を実施しています。 同センターでは、区市町村等からのケース一つ一つに対し、認知症の人の行動障害等へのアセスメントの視点や養護者支援、関係機関との連携等を含めて、専門的な観点から解決に向けて助言等を行っています。 また、都では日本版BPSDケアプログラムを推進しています。ケアプログラムでは、認知症の人の行動・心理症状をメッセージとして読み解き、ケアに関わる人たちの視点をそろえ、ケアがニーズにマッチしているかどうか仮説と検証を繰り返します。このケアプログラムを介護事業所等に広く普及することで、認知症ケアの向上と行動・心理症状の軽減を図っています。	小山委員 (メール)
36	権利擁護支援	東京都社会福祉協議会は、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度へのつなぎに以前からしっかり取り組んでいることは見聞きしていた。移行時の苦労や課題についても知りたい。	「別添」の森委員からの回答のとおり	小山委員 (メール)
37	全体を通じて	社会参加の実現には、失われがちな外出の機会を確保することが非常に重要である。専門職以外の多世代に向けた発信においては、日々の生活の中に描ける取組であることが重要だと思う。多世代に理解が進むということは、ACPの推進や権利擁護支援においても重要な意味を持つだろう。	ご意見として承ります。	相田委員
38	全体を通じて	認知症は誰もが無関係ではない。小中学生、教員、スクールカウンセラーなどへの普及啓発はとても重要である。	ご意見として承り、今後の計画策定の参考といたします。	渡邊委員
39	全体を通じて	情報量が多く、スピードがはやいので、話についていくのが難しい。	配慮が足りず申し訳ございません。ご意見を踏まえ、会議運営の改善を検討いたします。	さとう委員
40	全体を通じて	今回この会議には認知症当事者として私ひとりが参加しているが、認知症基本法というのは認知症当事者だけのものではなく、国民ひとりひとりのものであるという認識がもっと広まってほしいと思う。どこか他人事のように感じてしまっている国民・都民もいるなかで、認知症ではない人も考え方論することが大切であることを、認知症サポーター養成講座や教育現場などでインプットしていくことが重要だと思う。	ご意見として承り、今後の計画策定の参考といたします。	さとう委員
41	全体を通じて	杉並区では高齢者施策推進計画を策定し、その中に認知症施策も位置付けられているが、認知症に関する普及啓発がとても重要であると考えており、認知症介護研究・研修東京センターと連携協定を結び、各種研修や普及啓発の事業を進めている。また、月1回開催している若年性認知症支援会議で助言もいただいているところである。様々な関係者から支援や助言をいただく中で、杉並区の取組を進めていきたいと考えている。	ご意見として承ります。	犬飼委員

No.	カテゴリ	内容	東京都コメント	委員名
42	全体を通じて	ヤングケアラーについてもしっかりと検討してほしい。数が少ないことは認識しているが、質・量ともにヤングケアラーについての議論を充実してほしい。	ヤングケアラーへの支援については、福祉、教育等関係局からなる「推進チーム」を立ち上げて、組織横断的に取り組んでいます。今年度、ヤングケアラー支援の法制化（子ども・若者育成支援推進法等の改正）も踏まえ、支援の関係機関を対象に、他機関との連携状況や、各機関における支援内容、支援に当たり把握しているヤングケアラーのいる家族の情報について、調査を行う予定です。なお、法改正の施行通知においては、都道府県と市区町村の役割分担が示されており、支援が必要なヤングケアラーの実態を把握するような調査は、市区町村の役割とされています。	上村委員
43	全体を通じて	老々介護、8050、ダブルケアやヤングケアラーなどに関する実態調査を行う可能性はあるか。		中村委員 (メール)